

## 企業再生・債権管理ニュースレター

2021年4月号

会社に対する求償債権を取得した取締役が債権放棄を行った場合、  
会社に第二次納税義務が生じると判断した裁判例

- ．はじめに
- ．本裁判例の紹介
- ．本裁判例の検討
- ．企業再生実務への影響・注意点
- ．まとめ

森・濱田松本法律事務所  
弁護士・税理士 稲生 隆浩  
TEL. 03 5220 1857  
[takahiro.inou@mhm-global.com](mailto:takahiro.inou@mhm-global.com)  
弁護士 松井 裕介  
TEL. 03 6266 8701  
[yusuke.matsui@mhm-global.com](mailto:yusuke.matsui@mhm-global.com)  
税理士 間所 光洋  
TEL. 03 6213 8129  
[koyo.madokoro@mhm-global.com](mailto:koyo.madokoro@mhm-global.com)  
弁護士 谷口 行海  
TEL. 03 5220 1895  
[ikumi.taniguchi@mhm-global.com](mailto:ikumi.taniguchi@mhm-global.com)

## ．はじめに

東京地方裁判所は、令和2年11月6日、経営状況が悪化した株式会社（A社）が、中小企業再生支援協議会の指導・支援のもとで、取引金融機関から金融支援（債権放棄）を受けるにあたり、A社の取締役からも求償債権の放棄を受けた事案において、当該取締役が滞納していた所得税等につき、A社に第二次納税義務があると判断しました（東京地方裁判所・令和元年（行ウ）第239号。納付告知処分取消請求事件。以下「本裁判例」といいます。）

企業再生の実務において、金融支援を受ける前提として、取締役が保証債務等を履行したうえで求償債権を放棄することは当然に行われています。本裁判例は、このような企業再生の実務に大きな影響を与える可能性があるため、本ニュースレターにおいて、本裁判例をご紹介しますとともに、今後の実務において考えられる対策について検討します。なお、本裁判例は控訴審にて係属中であり（東京高等裁判所・令和2年（行コ）第241号。納付告知処分取消請求控訴事件）異なる判断が下される可能性がある点をご留意ください。

## ．本裁判例の紹介

## 1. 事案の概要

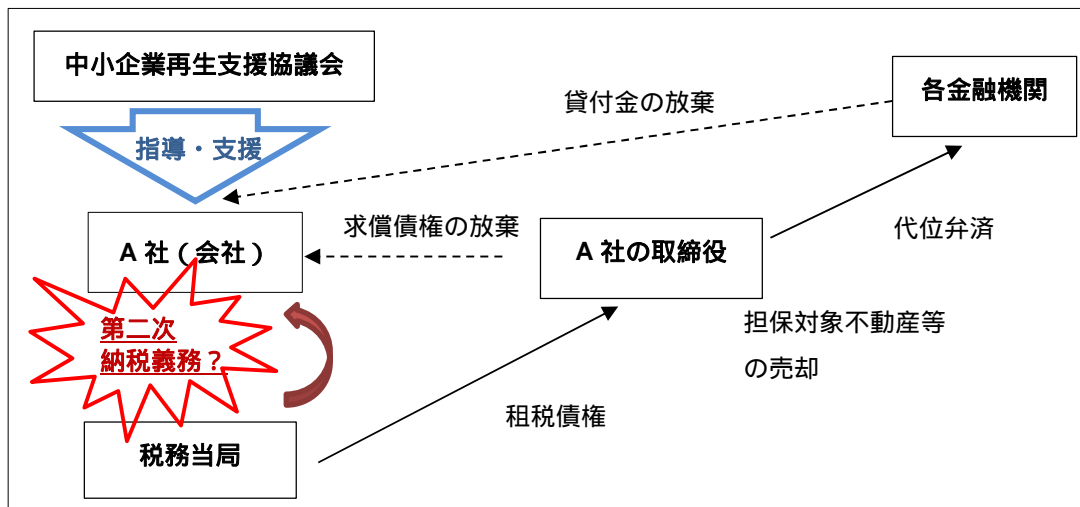
A社は、経営状況が悪化していたことから、支援を相談した中小企業再生支援協議会（以下「協議会」といいます。）の指導により、まずは、A社の取締役2名（A社の連帯保証人）が所有する不動産等の売却代金をもって、当該不動産に担保権を有する

## 企業再生・債権管理ニュースレター

A社の取引金融機関に対する借入金等を弁済し、次に、協議会の支援の下で、抜本的な再生計画を作成し、A社の取引金融機関より金融支援（債権放棄）を受けるというスキームにより、企業再生を目指すこととしました（後記【図表】参照）。

本裁判例では、上記取締役2名が上記スキームにおいて不可避免的に取得することとなるA社に対する求償債権（以下「本件各求償債権」といいます。）について、A社が免除を受けたこと（以下「本件各債務免除」といいます。）が、国税徴収法（以下「法」といいます。）39条<sup>1</sup>との関係で問題となりました。

【図表】



## 2. 判断

本裁判例の主な争点は、本件各求償債権に関する債務免除が法39条の「債務の免除」に当たるか否か、A社に本件各債務免除により受けた利益が現に存するか否かの2点です。A社の主張及びそれに対する裁判所の判断は、概要、以下のとおりです。結論として、裁判所はいずれの争点についてもA社の主張を退けました。

争点	A社の主張	裁判所の判断
	・ 法39条の「債務の免除」とは、第三者に「異常な利益」を与	・ 無償譲渡等の処分のうち「債務の免除」とは、相手方が負担する債

<sup>1</sup> 「滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の一年前の日以後に、滞納者がその財産につき行つた政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡(担保の目的とする譲渡を除く。)、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度(これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社(これに類する法人を含む。))で政令で定めるもの(第五十八条第一項(第三者が占有する動産等の差押手続)及び第四百二十二条第二項第二号(搜索の権限及び方法)において「親族その他の特殊関係者」という。))であるときは、これらの処分により受けた利益の限度)において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う」

企業再生・債権管理ニュースレター

	<p>え、実質的にみて「必要かつ合理的な理由」に基づくものとはいえないと評価されるものに限られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件各債務免除がされた経緯によれば、本件各求償債権は実質的に発生しておらず、本件各債務免除は、A 社に対し「異常な利益」を与えるものではない。</li> </ul> <p>また、実質的にみて本件各債務免除は「必要かつ合理的な理由」に基づくものである。</p> <p>よって、法 39 条の「債務の免除」に当たらない。</p>	<p>務を一方的に無償で消滅させる行為(民法 519 条)を含むから、<b><u>実質的な対価関係がある等の事情がない限り、「異常な利益」を与える行為と評価すべきである。</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件各債務免除においては、本件各債務免除が A 社の選択した企業再生の手続にとって事実上必要なものではあっても、実質的な対価関係がある等の事情があると認めることはできない。</li> <li><b><u>本件各債務免除について社会通念上の必要性・合理性は認められるものの、そのことをもって、無償譲渡等の処分の該当性が否定されるべき「必要かつ合理的な理由」があると直ちに解することはできない。</u></b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 社が各取引金融機関に対して債務免除を求めながら、経営者責任を負っている A 社の取締役らが A 社に対する本件各求償債権につき債務免除をしないのは、社会通念上受け入れられず、本件各求償債権の行使は事実上不可能であったというべきであるから、本件各債務免除により A 社の受けた利益は現に存しない。</li> <li>A 社は、本件各債務免除及び第二納税義務に係る納付通知書による告知処分の当時、債務超過の状態であったから、本件各債務免除により A 社の受けた利益は現に存しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件各債務免除及び第二次納税義務に係る納付通知書による告知処分の当時において、<b><u>A 社が支払能力を欠き、本件各求償債権の全部又は一部が回収不能であったと認められない限り、A 社は、本件各債務免除の対象となった債務額相当の利益を受けたと認められる。</u></b></li> </ul> <p>A 社の主張は、A 社が再生計画による企業再生を企図していたこととの関係上、A 社の取締役らが本件各求償債権の行使を事実上控えざるを得なかったことを意味するにとどまり、A 社が支払能力を欠き、本件各求償債権の全部又は一部が回収不能であったことを意味するものではない。</p>

## 企業再生・債権管理ニュースレター

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 社が債務超過に陥っていたとしても、そのことから直ちに支払能力を欠き、A 社に対する債権の全部又は一部の回収が不能であったということとはできない。</li> </ul>
--	--	--

## ・ 本裁判例の検討

### 1. 債務の免除の該当性

本裁判例は、A 社が当該取締役から受けた本件各債務免除が、法 39 条に定める「債務の免除」に該当するかを判断するにあたり、第二次納税義務の制度趣旨に鑑みて、第三者に「異常な利益」が与えられ、実質的にみてそれが「必要かつ合理的な理由」に基づくものといえるかという二つの判断基準を示しました。

本裁判例は、法 39 条に定める「債務の免除」は、実質的な対価関係がある等の事情がない限り、「異常な利益」を与える行為であると評価し、当該取締役が行った代位弁済及び本件各債務免除は、あくまでも経営者としての社会責任を果たしたものに過ぎず、実質的な対価関係があったことを認める証拠もなく、本件各債務免除は A 社に対し「異常な利益」を与えるものであると認定しました。

次に、本件各債務免除は、協議会の支援を受けた企業再生に係る手続のなかで行われたものであり、最終的に再生計画書に係る再生計画が各取引金融機関の同意を得られたことを踏まえると、社会通念上の必要性・合理性があったと認めましたが、その一方で、かかる社会通念上の必要性・合理性の存在をもって、直ちに法 39 条に定める「債務の免除」の該当性が否定される「必要かつ合理的な理由」があると解することはできないと判示しています。すなわち、第二次納税義務制度は、形式的には第三者に帰属している財産を、実質的に納税義務者に帰属していると認めても公平を失わないときに、補充的に納税義務を当該第三者に負わせるものです。例えば、債務の免除が、和解協議のなかで実体上は存在しない債務を形式的に認めただけで免除するような場合や、納税義務者が実質的に対価を得ているのと同視できるような場合には、当該債務の免除は「必要かつ合理的な理由」に基づくものであると認められると解されています（静岡地判平成 30 年 10 月 9 日）。本裁判例においても、「必要かつ合理的な理由」の判断につき、上記と同様の観点から検討されましたが、本件各債務免除は対価関係を伴うものではなく、当該取締役らの財産（本件各債権）が A 社に実質的に帰属しているとみても、公平を失すると評価することはできないとして、「必要かつ合理的な理由」に基づくものとする A 社の主張を排斥しました。

これらの点を踏まえ、本裁判例は、本件各債務免除は法 39 条に定める「債務の免除」に該当するものと判断しました。

## 企業再生・債権管理ニュースレター

## 2. 利益が現に存するか否かの判断基準

法 39 条は、債務の免除等により受けた利益が現に存する限度において、国税の第二次納税義務を負うと定めており、本裁判例では、本件各債務免除により A 社が受けた利益が現に存するかも争点となりました。

この点について、本裁判例では、A 社が支払能力を欠き、本件各求償債権の全部又は一部が回収不能の状態ではなかったとして、本件各告知処分の当時においてもその受けた利益は現に存することが認められると判示されました。これは裏を返せば、債務者が支払能力を欠き、債権の全部又は一部が回収不能である場合には、債務免除により受けた利益の全部又は一部は現に存しないと主張できる余地があることを意味しています。

A 社は、債務の免除により受ける「利益」はフローとしての利益ではなく、ストックとしての利益に限定されるべきであり、本件各債務免除の当時において、A 社が債務超過であったため、債務の免除により受けた利益は現に存しないと主張しました。これに対し、本裁判例では、本件各債務免除の当時における A 社の財政状態だけではなく、その前後における A 社の流動資産残高や売上高、経常利益、当期純利益を総合的に勘案し、A 社が「支払能力を欠き、本件各求償債権の全部が回収不能であった」か否かを判断しています。

この点、国税徴収法基本通達 39 条関係 14（以下「本通達」といいます。）では、「利益が現に存する限度」について、滞納者から受けた利益が債務の免除である場合には、債務者の支払能力、弁済期等を考慮して算定したその債権の価額（時価）が受けた利益の額にあたりと規定しており、債務者である A 社の債務超過のみをもって判断しないとす本裁判例の内容は、この通達の規定するところと整合的であるといえます。

もっとも、本件各債務免除の前後において、A 社に当期純利益が計上されていたとしても、それはあくまでも会計上の利益を表しているに過ぎず、債務履行の原資となり得るキャッシュフローそのものではないことから、債務者の支払能力を測る指標として適切ではないと考えられます。また、協議会が関与する再生支援は、法的倒産手続に至ることなく自主再建を目指す私的整理であり、事業の継続を前提にしているため、A 社が一定程度の運転資金を有しているのは当然のことであり、その点をもって A 社に支払能力があると判断することは企業再生の実務感覚から乖離していると思われる。

さらに、そもそも A 社取締役らが本件各債務免除を行わなかった場合には、国が本件各求償債権を差し押さえて回収を図ることができた可能性もありますが、その場合には、本件再生計画書に係る再生計画は取引金融機関の同意を得ることができず成立しなかった可能性が極めて高く、国による債権回収が十分に可能であったか疑問が生じるところです。本裁判例においても、その点について疑問を差し挟む余地が生じると言及していますが、A 社の企業再生の手段が本件再生計画以外に手段がなく、本

## 企業再生・債権管理ニュースレター

件再生計画が成立しなかったときに、支払不能に陥っていた蓋然性があることを認めるに足りる証拠はないとして、本件処分は適法であると判断しました。

また、通常、連帯保証契約や物上保証契約において、保証人が保証債務の履行や代位弁済をした結果、求償債権を取得したとしても、取引金融機関（貸付人）が貸付金を全額回収しない限り保証人は求償債権を行使できない旨が規定されています。本裁判例においては、本件各債務免除の対象である求償債権がそのような行使の制限された求償債権である点も考慮されていません。この点についても、実務上当然に考慮されるべき求償債権に関する事情が考慮されておらず、疑問があります。

### ・ 企業再生実務への影響・注意点

本裁判例の判断は、協議会スキームを含めた企業再生の実務に大きな影響を与えると見込まれます。企業再生の実務における求償債権の取扱いを概説したうえで（後記1）、本裁判例を前提とした対策（後記2）について解説します。

#### 1. 企業再生の実務における求償債権の取扱い

本裁判例におけるA社の主張のとおり、企業再生の実務上、企業再生を図る対象会社が取引金融機関に対して債権放棄を求める場合、その保証人である対象会社の取締役は、保証債務を履行したとしても、対象会社に対して取得した求償債権を放棄することが一般的な取扱いです。前記2.のとおり、通常、連帯保証契約や物上保証契約において、保証人が保証債務の履行や代位弁済をした結果、求償債権を取得したとしても、取引金融機関（貸付人）が貸付金を全額回収しない限り保証人は求償債権を行使できない旨が規定されています。そのため、取引金融機関から債権放棄を受けるような事案では、取引金融機関が債権を全額回収できない以上、保証人は当然求償債権は行使できません。上記のような取扱いは、このような連帯保証契約や物上保証契約の通常の規定からも当然といえます。

また、経営者保証の解除の基準等を定める経営者保証に関するガイドライン研究会作成の2013年12月付「経営者保証ガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」といいます。）においても、経営者たる保証人の保証債務につき、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲を確定させた後、処分・換価対象の財産をもって各債権者に対し弁済を行い、その余については免除を受けるものとされています。企業再生の実務上、残存資産の範囲の確定に際し、原則として、保証人の対象会社に対する求償債権の行使が想定されること（求償債権に価値があると評価されること）はありません。また、保証人の資産が対象会社に譲渡された場合における売却代金は弁済原資とされ、売却代金のうち残存資産の範囲を超える部分を保証人が取得することは想定されていません（経営者保証ガイドライン11ページ）。

本裁判例の事案においても、協議会の指導・支援の下で再生計画が作成されており、

## 企業再生・債権管理ニュースレター

企業再生の上記実務の一般的な対応として、対象会社の取締役が対象会社に対して取得した求償債権を放棄したものと推察されます。

このような企業再生の実務からすると本裁判例の結論は疑問点が多く、控訴審で判断が覆る可能性はあります。もっとも、本裁判例が出た以上は、企業再生の実務においても、本裁判例を踏まえた対策を検討する必要があります。

なお、本裁判例は協議会を利用した私的整理（いわゆる協議会スキーム）の事案ですが、事業再生 ADR や株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の再生支援手続といった協議会スキームと同様の準則型私的整理の事案であっても、本裁判例と同様の結論が導かれる可能性が高いです。

### 2. 本裁判例を前提とした対策

本裁判例は、事案の概要（ .1 . ）のとおり、A 社の取締役（A 社の連帯保証人）が所有する不動産等の売却代金をもって、当該不動産に担保権を有する A 社の取引金融機関に対する借入金等を弁済し、次に、協議会の関与の下で、抜本的な再生計画を作成し、A 社の取引金融機関より金融支援（債権放棄）を受けるというスキームにより、企業再生を目指すこととした事案です。対象会社の借入を連帯保証や物上保証している取締役に租税債権の滞納が存在する場合、本裁判例を踏まえ、対象会社に対して第二次納税義務を負担させないようにする対策を検討する必要がありますが、具体的な対策として、例えば、以下のとおり、（1）租税債権の滞納解消を優先する方法、（2）対象会社に対する求償債権を長期の劣後債権とする方法、（3）求償債権の債務者である対象会社において法的整理を行う方法等が考えられます。

#### （1）租税債権の滞納解消を優先する方法

経営者保証ガイドラインに則って対象会社の取締役の保証債務を整理する際、対象会社の取締役の対象会社に対する求償債権を発生させないよう、残存資産の範囲確定にあたり滞納している租税債権を考慮することが考えられます。具体的には、滞納している租税債権の納付原資を保証人の残存資産の範囲に含めることとする（すなわち、保証人の今後の生活費等に加えて、納税資金も残存資産とし、その残りの資産を保証債務履行の弁済原資とする）というものです。

このような保証債務の整理案とすれば、滞納した租税債権が残ったまま、保証人の対象会社に対する求償債権が発生し、放棄されるという事態は回避できることとなります。租税債権は法律上優先される債権であり、取引金融機関の保証債権（保証債務履行請求権。通常は無担保の一般債権）より優先的に弁済されるため、このような方法であっても、各取引金融機関にとっての経済的合理性が確保でき、取引金融機関の理解を得られるケースは十分にあると考えられます。

もっとも、保証人が有する資産の大半に、取引金融機関の貸付金を被担保債権とする担保権が設定されているような場合（特に、保証人にはそのような資産しか残っていない

## 企業再生・債権管理ニュースレター

いような場合)、本裁判例を前提とすると、対象会社が第二次納税義務を負わないようにするためには、当該担保付の資産を売却して、売却代金の全部又は一部を納税資金に充てる必要が生じます。

しかし、担保権の被担保債権と租税債権の優劣については、例えば抵当権につき、抵当権が租税公課の法定納期限以前に設定されたものであるときは、担保権を有する取引金融機関が国税当局に対し優先して当該抵当権の被担保債権を回収することができることとされています(法16条<sup>2</sup>)。すなわち、上記のような場合には、本来、租税債権に優先して回収できる取引金融機関が回収を一部断念して、保証人が租税債権を優先的に納付すること等を許容せざるをえなくなるということになります。

これは、本裁判例の事案でも実際に生じた問題ではありますが、このような処理をすることについて、取引金融機関から承諾を得られるかについては慎重な検討が必要となります。すなわち、担保不動産についても競売よりも任意売却の方が高く換価できること等を踏まえつつ、上記のような処理が許容され私的整理が成立した場合の取引金融機関の回収額(対象会社及び保証人からの回収総額)と、上記のような処理が許容されずに私的整理が成立せず対象会社及び保証人が破産した場合の取引金融機関の回収額(対象会社及び保証人からの回収総額)とを比較して、前者が後者を上回るという計画を立案できるかがポイントになります。

## (2) 対象会社に対する求償債権を長期の劣後債権とする方法

次に、保証人(対象会社の取締役)の対象会社に対する求償債権が発生することを前提に、保証人(対象会社の取締役)と対象会社との合意をもって、当該求償債権を超長期の劣後債権として取り扱う方法が考えられます。この方法は、形式的には求償債権につき債務免除を伴うものではなく、「債務免除」は行われていないと評価する余地があります。

もっとも、求償債権を超長期の劣後債権とした場合、当該求償債権の実質的な価値(割引現在価値)は低下することになるため、実質的に全部又は一部の債務免除がなされたものとして、本裁判例と同様の枠組みで判断される可能性は否定できません。

他方、超長期で劣後化するとはいえ権利としては残る以上、債権放棄をする各取引金融機関には、その必要性について丁寧に説明して理解を得る必要があります。取引金融機関とは、必要に応じて、求償債務が履行された場合の取扱い等について予め決めておく等の対応もとることも考えられます。

なお、本裁判例においては、対象会社の取締役が対象会社に対して取得した求償債権について、債権額どおりの価値があることが前提となっています。もっとも、本裁判例の事案において、取引金融機関が有する債権は一部放棄されていますので、求償債権について債権額通りの価値があると評価すると、取引金融機関の債権との

<sup>2</sup> 「納税者が国税の法定納期限等以前にその財産上に抵当権を設定しているときは、その国税は、その換価代金につき、その抵当権により担保される債権に次いで徴収する」



## 企業再生・債権管理ニュースレター

均衡を逸していることとなります。本裁判例では明確に判断されていませんが、求償債権について債権額で評価するのではなく、取引金融機関の債権と同様に放棄が行われた残額をもって、求償債権の評価額とするという考え方もありうるようです。

### (3) 求償債権の債務者である対象会社において法的整理を行う方法

その他の方法としては、求償債権の債務者たる対象会社において、第二会社方式（収益性のある事業を会社分割や事業譲渡等により切り離し、他の事業者たる第二会社に承継させるとともに、収益性のない事業を旧会社に残し、旧会社について特別清算等を行うことにより事業再生を図る方式）を含む法的整理を行うといった方法が考えられます。この方法は、対象会社について法的整理を行う点において、本裁判例の射程が及ばないと整理することができるほか、本裁判例の判断を前提とした場合であったとしても、求償債権の全部又は一部の回収不能という要件を満たし得る方法といえます。

もっとも、対象会社において法的整理が行われたとしても、直ちに求償債権の全部又は一部が回収不能であることを示すものではありません。また、そもそも第二会社方式が採用できない場合や、法的整理を回避すべき事情のある場合においては、同方法を選択することは難しいことが想定されます。

### (4) 小括

以上のとおり、本裁判例を前提とした対策の一例としては前記(1)から(3)までの方法が考えられ、事案に応じてその採否や他の対策を検討する必要があります。また、そもそも保証人が租税債権を滞納しているかについて漏れなく確認する必要があることに注意が必要です。

## まとめ

本裁判例は、協議会スキームのみならず、企業再生の実務に大きな影響を及ぼす可能性がある裁判例です。本裁判例は控訴審に係属中ではあるものの、少なくとも現時点においては、本裁判例の結論に留意した対策を検討する必要があります。今後、控訴審においてどのような判断がなされるのかが注目されます。

## 企業再生・債権管理ニュースレター

### セミナー

- セミナー 『【有料 WEB セミナー】コロナを踏まえた事業再構築のポイント～人員体制の再構築や契約関係の見直しを中心に～』

開催日時 2021年3月23日(火) 10:00 ~ 2021年5月24日(月) 17:00

講師 石田 渉

主催 株式会社商事法務
  
- セミナー 『第4547回金融ファクシミリ新聞社セミナー 「コロナ禍を踏まえた企業再生の基礎と実務～事業分野別のポイント解説～」』

開催日時 2021年5月25日(火) 9:30~11:30

講師 木山 二郎、石田 渉

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

### 文献情報

- 論文 「実務に役立つ法律基礎講座(67)裁量労働制」

雑誌名 労政時報 4007号

著者 上田 雅大、宇賀神 崇、岡野 貴明、安部 慶彦、川井 悠暉、芝村 佳奈、齋藤 慎也、澤 和樹、原田 昂、平岡 優、湯浅 哲、稲津 康太、西村 良、渡邊 悠介、小坂 翔子、西本 良輔(共著)
  
- 本 『令和元年 改正会社法 -- 改正の経緯とポイント』

出版社 株式会社有斐閣

著者 石井 裕介、太子堂 厚子、奥山 健志、野村 修也、代 宗剛、根本 敏光、渡辺 邦広、近澤 諒、河島 勇太、小林 雄介、吉田 瑞穂、奥田 亮輔、中尾 匡利、樋口 隆明、桑原 周太郎、香川 絢奈、兼松 勇樹、水本 真矢、近藤 武尊(共著)
  
- 論文 「不正・不祥事案の再発防止策の類型化と分析 第8回 グローバルガバナンス」

雑誌名 資料版商事法務 No.443

著者 山内 洋嗣、速水 悠
  
- 論文 「暗号資産の法的性質と実務」

雑誌名 金融・商事判例 No.1611(2021年3月増刊号)

著者 堀 天子(編著)、増田 雅史(著)
  
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Employment & Labour Law 2021 - Japan Chapter」

## 企業再生・債権管理ニュースレター

雑誌名 International Comparative Legal Guide to: Employment & Labour Law 2021

著者 大野 志保、金丸 祐子

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Employment & Labour Law 2021 - The Impact of COVID-19 on Employment in Japan」

雑誌名 International Comparative Legal Guide to: Employment & Labour Law 2021

著者 安倍 嘉一、金丸 祐子

### NEWS

- **The Legal 500 Asia Pacific 2021 にて高い評価を得ました**

The Legal 500 Asia Pacific 2021 にて、当事務所は日本における 16 の分野で上位グループにランキングされ、5 名の弁護士が各分野で Hall of Fame に選ばれ、26 名の弁護士が各分野で Leading individuals に選ばれました。当事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が各分野で高い評価を得ております。(詳細は Legal 500 のウェブサイトに掲載されております。)

- **Chambers Global 2021 にて高い評価を得ました**

Chambers Global 2021 で、当事務所は日本における 8 つの分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。当事務所のバンコクオフィス、ヤンゴンオフィス、および北京オフィスにおいても上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が各分野において高い評価を得ております。(詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。)

- **パートナーおよびカウンセル就任のお知らせ**

本年 1 月 1 日付にて、下記の 10 名の弁護士がパートナーに就任いたしました。また、同日付で 7 名の弁護士がカウンセルに就任いたしました。

#### 【パートナー】

岸 寛樹、佐藤 典仁、片桐 大、木山 二郎、西尾 賢司、石橋 誠之、今仲 翔、小林 雄介、白川 佳、松田 悠希

#### 【カウンセル】

倉持 喜史、天野 園子、増田 雅史、宮岡 邦生、繁多 行成、細川 怜嗣、田中 亜樹

## 企業再生・債権管理ニュースレター

## ▶ 新人弁護士（35名）が入所しました

本年1月に下記の35名の新人弁護士が入所いたしました。

青柳 誠、阿南 光祐、天野 円賀、伊奈 拓哉、江角 航介、大屋 広貴、奥田 英貴、加瀬 由美子、木上 喬則、菊池 春香、岸本 直也、北山 智也、城戸 賢仁、黒木 杏介、小島 遼、小林 美智、小林 佑輔、佐藤 真澄、重富 賢人、島崎 紗永香、鈴木 彬史、関 志保、對馬 陸、角 真太郎、中村 太智、橋本 祐弥、原 大輔、福澤 寛人、福島 邦真、古橋 悠、山田 翔太郎、山田 輝、横山 晴香、渡邊 泰尚

## ▶ 森濱田松本知識産権代理(北京)有限責任公司業務開始のご案内

当事務所では、この度、中国での商標出願・審判等の業務を専門的に手がける関連会社である森濱田松本知識産権代理（北京）有限責任公司（執行董事：小野寺 良文）を、中華人民共和国北京市に設立し、業務を開始いたしました。

これにより、中国での冒認商標のウォッチング、先行商標調査、商標出願手続、商標関連審判、行政摘発、著作権登録等に関する業務をクライアントの皆様ワンストップでご提供できる体制を整えました。

中国では、依然として、第三者による商標の不正取得（冒認出願）、商標権・著作権を侵害する模倣品・海賊版等の被害が深刻な状況にあり、また、これらの問題に専門的かつ適切に対処できる現地代理人に依頼することも必ずしも容易ではありません。

当事務所では、北京オフィス及び東京の商標チームと新会社とがシームレスに連携し、中国でのクライアントの皆様の商標権の取得、権利執行、保護のために日本の法律事務所ならではの質の高いサービスを提供してまいります。

設 立	2020年9月（2021年1月業務開始）
代表者	執行董事 / 總經理 小野寺 良文
住 所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展ビル3階
電 話	+86-10-6593-1130
F A X	+86-10-6593-1197
メール	yoshifumi.onodera@mhm-global.com

## 企業再生・債権管理ニュースレター

取扱業務	商標出願（商標調査を含む）、中間対応、商標異議申立（冒認出願監視を含む）、不使用取消請求、拒絶査定不服審判、無効宣言請求、模倣品監視・調査、行政摘発、EC サイトのテイクダウン、税関差止、著作権登録、ドメイン名登録抹消手続
------	---

（本件に関するお問合せ先）

森・濱田松本法律事務所 広報担当

TEL: 03-6212-8330 / E-mail: [mhm\\_info@mhm-global.com](mailto:mhm_info@mhm-global.com)

### ➤ 新型コロナウイルス感染症関連情報（随時更新）

全世界的に新型コロナウイルスの感染拡大が続いている中、当事務所では、新型コロナウイルス対応のご支援となるべくセミナー、ニュースレターや論文等の最新情報および関連する法律問題をまとめた「新型コロナウイルス感染症関連情報」を開設し、新型コロナウイルス対応関連の政府機関の動向、各国における様々な問題について等、多岐にわたる法的問題を当事務所の弁護士等がいち早く情報収集し解説しております。

- ・ 新型コロナウイルス感染症関連情報は[こちら](#)
- ・ 新型コロナウイルス対応 参考リンク集は[こちら](#)（英語版は[こちら](#)）

（当事務所に関するお問い合わせ）  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
[mhm\\_info@mhm-global.com](mailto:mhm_info@mhm-global.com)  
03-6212-8330  
[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)